住民活動ワークショップ実施及びロードマップ作成業務委託に係る プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 住民活動ワークショップ実施及びロードマップ作成業務委託に係るプロポーザル方式による事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、峡東地域世界農業遺産推進協議会(以下「協議会」という。)に、プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は次の事務を所掌する。
 - (1)審査方法、評価基準に関すること。
 - (2) 企画提案の評価に関すること。
 - (3) 最適提案者の選定に関すること。
 - (4) その他目的を達成するために必要な事項

(委員)

- 第3条 委員会は、協議会のうち次に掲げる団体等に所属する者により構成する。
 - (1) 笛吹市
 - (2) 山梨市
 - (3) 甲州市
 - (4) 山梨県農政部 峡東農務事務所
 - (5)山梨県農政部 農政総務課
- 2 委員の任期は、所掌事務に係る協議が終了したときまでとする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により一人を定める。
- 3 委員長を、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めた者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開く

ことができない。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席した委員の合議により決し、合議により決することができないときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として非公開とする。
- 5 会議は、書面にて開催することができる。

(中立の保持)

- 第6条 委員は、プロポーザル方式の提案者と利害関係がある場合は、議事に加 わることができない。
- 2 委員は、プロポーザル方式の提案者に対して、特定の利益または不利益を与 える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退い た後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、協議会事務局において処理するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月16日から施行する。